他府県議会の議会業務継続計画等の内容 (ゴシック文字は共通的な事項)

議会名	会の議会業務継続計画等の内容 (コシック文字は共通) 岩手県	宮城県	京都府	滋賀県
計画名	岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画	宮城県議会災害対応マニュアル	大規模災害時における京都府議会活動指針及び運用	滋賀県議会業務継続計画
			マニュアル マポック (東京 27 年 12 日第字 (東京 28 年 2 日北字)	
策定・改定年月	平成30年3月策定 I 東日本大震災津波の際の本県議会の対応に係る検証 1 東日本大震災津波発生後の議会運営 2 平成23年東北地方太平洋沖地震災害岩手県議会議員連絡本部 3 災害対策特別委員会 4 執行部との関係 II 検証を踏まえた「岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画」 1 策定の目的 2 対象とする災害 3 災害時の役割・機能 4 岩手県議会災害対策連絡本部 5 安否確認、議員への情報提供及び議員を通じた情報収集等 6 災害時への備え 7 災害時における議会・議員の活動内容 (1) 本会議・委員会開催中の場合 (2) 本会議・委員会非開催時の場合 (2) 本会議等開催中に地震等の災害が発生した場合の議会運営	平成 27 年 9 月策定 ・「災害対応マニュアル」について ・マニュアルの特徴・災害時の対応におけるポイント ・災害時における議会及び議員活動の全体フロー 第 1 章 災害時の議会活動について 1 災害の発災時・発災直後 会期中の場合 (1) 本会議開会中 (2) 会期中間中(会期中) 関会中の場合 (4) 閉会中(5) 委員会開催中(閉会中) 2 発災直後から議会としての対応の決定まで 3 議会としての対応の決定以後 4 災害発生への備えなど(連絡手段の確保等) 第 2 章 災害時の議員活動の規範について 1 災害の発災時・発災直後 2 発災直後から議会としての対応の決定まで 3 議会としての対応の決定以後	平成 27 年 12 月策定 (平成 28 年 8 月改定) ②大規模災害時における京都府議会活動指針 第 1章 指針について (1) 検討の経緯 (2) 指針の目的 (3) 指針の特徴 第 2 章 災害時における議会活動を考えるための基本的事項 第 1 節 議員の役割 第 3 節 執行機関との関係 第 4 節 市町村や国との関係 第 3 章 災害時における議会活動を行うための基本的事項 第 1 節 業務継続体制の確保 (1) 議員の安否確認 (2) 事務局職員の安否確認と業務体制 (3) 議場・委員会室等の審議環境の確保 第 2 節 活動方の情報提供 第 4 章 災害時における議会活動の内容 第 1 節 発災時における議会活動の内容 第 1 節 発災時における議会活動の内容 第 2 節 活動合への情報提供 第 4 章 災害時における議会活動の内容 第 1 節 発災時における議会活動の内容 第 2 節 活動分争決定はた場合 (2) 委員会則会中に発災した場合 (3) 会期中に発災した場合 (4) 閉会中に発災した場合 第 2 節 活動方針決定以降の対応 (1) 被災状況の確認 (2) 議会審議のあり方 第 5 章 災害時の議会活動に関する平常時の備え ※運用マニュアル(省略)	平成28年2月策定(平成31年4月改定) 1 計画改定の目的 2 対象とする災害について 3 県内において甚大な被害が想定される地震について 4 地震発生時の行動及び議会活動について 5 安否確認および連絡手段について 6 議会関係の室・設備の安全性確認、県内被害状況等の情報収集について 7 臨時会議等の開催について (参考) 本会議、委員会の定足数 「4 地震発生時の行動および議会活動について」フロー図
教と変	【地震】県内に震度6弱以上の地震が発生した場合 【津波】大津波警報が発表された場合 【気象災害】大雨・洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 【噴火】岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報(居住地域)のうち警戒レベル5が発表された場合 【原子力災害】原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県が含まれる場合 【その他】議長が本計画を適用すると認める災害等(例)・上記基準に満たない災害等であっても、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合・大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ等により大きな被害が発生した場合	災害(地震、台風等による大規模災害)	大規模災害(地震、風水害等)	事前の予測が困難で、県内の広範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震